

第 3 章

景観形成のねらいと基本方針



I 景観形成のねらい

本市では、第五次天童市総合計画のまちづくりの目標の一つとして「快適な都市空間を創造するまち」を掲げています。このまちづくりの目標を踏まえた景観形成のねらいは次のとおりです。

1 都市景観の資質を更に増進させ、天童らしさを強化します。

- (1) 文化財、史跡、古い建築物などの歴史的資源はもちろん、火の見楼や湧水等の地域的特徴のある資源を、景観資源としてまちづくりにいかします。
- (2) 本市の集落の成り立ちは、城下町、船場町、門前町、宿場町など歴史的経緯を持つものが多く、こうした集落単位の歴史的特徴も重要な景観資源です。これら集落のまちづくりにおいては、地域の特性をいかした施策を推進します。
- (3) 羽州街道や温泉を中心に発展してきた市街地は、土地区画整理事業を中心とした基盤整備により市街地が拡大した反面、歴史的資源を保存する視点や施策がまだ十分に確立されていなかったため、当該事業の実施区域は歴史的資源が乏しくなっていました。今後は、ストリートファニチャーの効果的な設置や電柱類の地中化等を通して、歴史的資源をいかした景観を形成するための施策を充実させるよう努めます。
- (4) 本市の特産品やイベントを活用するとともに他の歴史的資源と調和させ、観光客に天童らしさをアピールします。

2 都市空間の魅力高め、市民生活に文化性と精神的豊かさをもたらします。

都市空間とは、人々が働き、学び、遊び、憩い、休息するといった生活するための器であり、生活するための重要な要素です。

すべての世代に受け入れられる魅力あるまちづくりのため、調和の取れた都市空間を創造することが定住化や都市の活性化につながります。

ゆとりのある生活を実現するため、文化を守り、育て、創り、精神的に豊かな生活を送ることができるまちづくりを推進します。

3 居住地としての都市の質を向上させます。

住む人にとって良いまちとは、そこを訪れる人にとっても魅力的なまちです。

市街地においては、道路・上下水道等基本的な都市基盤は整備されました。さらに、都市型社会に対応するやすらぎ・潤い・快適さといった身近な生活環境を整備し、ゆとりのあるきめ細かなまちづくりを進めます。

Ⅱ 景観形成を考えたまちづくりの目標

都市景観を考えたこれからのまちづくりを進めるため、次の3つの目標を設定します。

1

快適な住みよいまち

(生活的景観)

- (1) 安心して住めるまちづくり
- (2) ゆとりのあるまちづくり
- (3) 機能性とやすらぎの調和したまちづくり

2

自然と調和した緑あふれるまち

(自然的景観)

- (1) 自然を大切にしたいまちづくり
- (2) 水に親しめるまちづくり
- (3) 緑を取り入れたまちづくり

3

文化の薫る風格のあるまち

(歴史的・文化的景観)

- (1) 文化遺産を活用したまちづくり
- (2) 統一された街並みを持つまちづくり
- (3) 古いものと新しいものが調和したまちづくり
- (4) 誇りや愛着の持てるまちづくり
- (5) 地域の歴史的背景をいかしたまちづくり

Ⅲ 景観形成の取組の基本姿勢

景観形成の取組の基本姿勢として、次の位置付けを行います。

1 守る (保全)

山、水、緑などの自然的環境、文化財、史跡などの文化的・歴史的遺産のみならず、特産品、イベント及び各地域の伝統は、長い歴史のなかで築き上げられてきた貴重な景観財産です。

これらを失うことなく継承し、大切に守ります。

2 育てる (育成)

都市景観を構成する要素には、目に見えるもののほか、五感で感じるあらゆるものが含まれます。これら多種多様なものの整合性を図り、調和の取れた都市景観を育てます。

また、行政だけでなく、市民や事業所が主体とならなければ実現できないのが都市景観形成であるため、市民の意識高揚を図り、市民、事業所及び行政が一体となった景観づくりを進めます。

3 創る (創造)

中心市街地においては、土地区画整理事業により形成された地区を含めて積極的に中核的な景観資源を創り出していくことが大切です。

既存の田園集落においても、公共施設の整備の場合など、シンボルと成りうる質の高いものを目指すことにより、集落全体に良好な景観を誘導します。

4 いかす (活用)

景観が人々に与える作用はいろいろなものがあります。少子・高齢化、国際化といった社会情勢の変化や、産業活動の新しい展開、市民生活の多様化に対応するためにも、都市景観を考慮したまちづくりを行います。

5 抑える (制御)

良好な都市景観を形成するためには、調和と統一性が不可欠であり、それを阻害する要因となるものを規制します。

IV 景観形成の基本方針

1 基本的な考え方

基本方針を設定するに当たって、次の3つの考え方を念頭に置きます。

(1) 総合性

まちの景観は、各種の景観要素の配置によって、多様な景観を展開しています。

個々の景観要素や部分的景観のみならず、それらを含めた総合的な景観形成を図る必要があります。

(2) 段階性及び計画性

新しいまちづくりは、基盤整備に始まり、建築物の建設、外構の整備という段階的な都市形成がなされるため、都市景観の形成には長い期間が必要であるとともに、その維持が重要となります。

また、現存するまちを良好な景観へと誘導していくためには、それ以上の期間が必要となります。

したがって、長期的な指針に基づくコントロールと継続的かつ安定的な景観形成の施策が必要になります。

地域への波及を誘導するための起爆剤となるもの、景観形成のモデルとなるもの、緊急に対応が必要なもの、短期的・中期的・長期的なものなどに分類し、優先順位をつけて戦略的に行うことが必要です。

(3) 主体性

都市空間は、公的空間と私的空間に大別されますが、都市景観とはこの2つの空間が複合して形成されたものです。

道路、河川、公園などの公的空間は、市民すべての共有空間であり都市景観の重要な要素として、行政の果たす役割が大きくなっています。

また、私的空間についても多くの人々の目に触れる、都市景観の重要な構成要素であり、公的空間と私的空間との整合と調和をとる必要があります。

したがって、市民及び事業者には私的空間についても公共性を有するという認識を持ってもらうとともに、市は良好な景観づくりのために、市民の景観に対する意識高揚を促す施策を継続的に展開し、市民、事業者及び行政の協働で都市景観を創り上げる必要があります。

2 景観形成の基本方針

基本姿勢を基に、景観形成のねらいや目標に即して、次の5つの基本方針を設定します。

(1) まとまりのある市街地景観の創造

天童市の市街地は古くから形成されたまち若しくは土地区画整理事業によって新しく生まれたまち又は住宅地、商業地、工業地など、さまざまな要素が複合して形成されています。このような混在した市街地をつなぐ道路や街並みに統一感を与え、また、連続性を持たせることによって、まとまりのある市街地景観をつくり上げていきます。

(2) 眺望景観の確保

本市を取り囲む奥羽山系・月山朝日の山並みや出羽の三森など、本市が誇れる山並みの景観を大切にするために、眺望景観を確保していきます。

(3) 水と緑あふれる街並みの創造

本市が持つ豊富な自然を積極的に取り入れ、潤いのある生活環境を生み出していきます。そのために、小川、せせらぎ、河川等の水辺空間を身近なものにするとともに、連続的又は象徴的な緑空間を創出することなどによって、潤いと安らぎのある街並みを創造していきます。

(4) 歴史的集落景観の演出

市街地周辺部の集落には、中世の城下町を起源とする集落や最上川の舟運拠点である船着場として栄えた集落などがあり、歴史の古い集落は、長い時間をかけて固有の住環境を築き上げてきました。こうした集落独自の歴史的及び自然景観を保全・演出することによって、地域の文化を守ります。

(5) 歴史的文化的景観ネットワークの確立

本市に残る歴史的建造物、文化財、史跡等は歴史的文化的景観となっており、これらの景観拠点を結ぶとともに、市内に幾重にも輪を広げていきます。また、連続性や統一感によって街並みを演出するとともに、観光ルートへと展開するネットワークを確立していきます。